

上峰町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)



令和4年8月

目 次

第1章 基本事項

- 1 社会の動向
 - (1) 世界の動き 1
 - (2) 日本の動き
- 2 地球温暖化の現状と影響
 - (1) 温暖化の現状
 - (2) 温暖化の影響 2
- 3 区域施策編策定の基本的事項
 - (1) 計画の位置づけ
 - (2) 対象とする温室効果ガス
 - (3) 計画の対象範囲
 - (4) 基準年度、計画期間、目標年度
 - (5) 部門・分野の分類 3

第2章 上峰町の概要

- 1 区域の特徴
 - (1) 位置・地勢 4
 - (2) 土地利用状況
 - (3) 人口・世帯数・将来人口推計
 - (4) 産業
 - (5) 廃棄物 5
 - (6) 交通 6

第3章 二酸化炭素排出量の現状・推計

- 1 二酸化炭素排出状況 7
- 2 各部門・分野別の構成比 8
- 3 部門・分野別の二酸化炭素排出構成比 9
- 4 二酸化炭素排出量の将来推計(現状趨勢^{すうせう}ケース)
 - (1) 二酸化炭素排出量の算出方法の考え方
 - (2) 推計方法 10
 - (3) 将来推計 11
- 5 地球温暖化対策による二酸化炭素削減量の推計(対策ケース) 12

第4章 計画全体の目標

- 1 二酸化炭素排出量の削減目標 14
- 2 二酸化炭素森林吸収量

第5章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

- 1 区域の各主体に期待される対策 15
- 2 地方公共団体が実施する施策 17

第6章 実行計画の進捗管理

- 1 二酸化炭素排出量削減目標の達成状況の評価 18
- 2 計画の見直し

追記

- 温室効果ガスの削減と持続可能な開発目標（SDGs）との関連性 19

第1章 基本事項

1 社会の動向

(1) 世界の動き

現在、国内外を問わず地球温暖化の影響による気候変動への対策が加速しています。2015年にフランス・パリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的な取り決めを話し合う「第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（通称：COP21）」において、全ての参加国が公平で実効的な2020年以降の法的枠組みとして「パリ協定」が採択されました。

これは、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする、そのため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をこれ以上増加させず、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と森林などによる吸収量のバランスをとることを目標としたものです。

(2) 日本の動き

2016年には我が国においても「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガスの排出量を2030年までに2013年度比で26%削減する目標を掲げました。

2020年10月には、第203回臨時国会の所信表明演説において、当時の菅内閣総理大臣は「2050年までに、温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロにすることを意味しています。

2021年4月、第45回地球温暖化対策推進本部を開催し、2030年に向けた我が国の気候変動対策について議論が行われ、「2050年目標と統合的で、野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減することを目指す」という我が国の新たな目標を表明しました。

2 地球温暖化の現状と影響

(1) 温暖化の現状

地球は、太陽からの放射エネルギーによって暖められ、熱が宇宙に放出されることにより温度のバランスを保っています。地球を取り巻く大気中の温室効果ガス（CO₂、メタンなど）は、太陽からの放射エネルギーをほぼ透過しますが、地表から放出される赤外線放射を吸収する性質を持っています。もし、大気中に温室効果ガスがなければ、地球の温度はマイナス19℃くらいになると言われています。

しかし、18世紀半ば頃から始まった産業革命以降、エネルギーを産み出すため化石燃料の使用量が増え、大気中の二酸化炭素の濃度が増加し、熱の吸収が増えました。その結果、地表・大気・海水の温度が急激に上昇し始めました。

(2) 温暖化の影響

地球温暖化による影響は様々なものがあると言われていますが、私たち町民の日常生活においても身近な問題となっています。気候変動による本町への影響は、基幹産業である第1次産業（農業）への影響はさることながら、令和元年8月の豪雨災害、令和3年8月11日からの大雨による災害のような、私たちの生命や財産を脅かす災害が今後も起こりうる「気候危機」と言える状況にあります。

3 区域施策編策定の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)第19条に基づく「上峰町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」で、国の削減目標である2050年までの温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指し、国及び県の動向を踏まえた取組を進めます。

(2) 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法に定める7種類の温室効果ガスのうち、初めて区域施策編を策定する中核市未満の市町村における標準的手法に位置付けている炭素排出量按分による推計結果を用いることから、二酸化炭素とします。(出典:環境省「部門別CO2排出量の現況推計」)

(3) 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、上峰町全域とします。

ただし、地球温暖化対策は、広域的な視点での対策も必要となるため、必要に応じて、国や県、周辺自治体との連携も視野に入れるものとします。

(4) 基準年度、計画期間、目標年度

基準年度は、平成25(2013)年度とし、目標年度は、2030年とします。

計画期間は、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までの9年間とします。

基準年度H25年

計画期間R4年度～R12年度

目標年度
R12年度

(5) 部門・分野の分類

私たちが普段の生活や事業活動の中で消費したエネルギーや、それに伴う二酸化炭素排出量は、以下のような様々な部門に関係しています。

- ・ 産業部門 第一次産業（農林水産業）及び第二次産業（鉱業・建設業・製造業）の産業活動によるエネルギー消費を対象とする部門
- ・ 業務その他部門 上記の揚げた部門に属さない業務部門
- ・ 家庭部門 家庭におけるエネルギー消費（自動車利用に関するものを除く）を対象とする部門。
- ・ 運輸部門 人や物の輸送に伴うエネルギー消費を対象とする部門（鉄道分と船舶分野を除く）
- ・ 廃棄物部門 一般廃棄物の処理・処分に伴い排出されるCO2を対象とする部門。

部門	分野	説明	備考
産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出	社用自動車等からの排出は、運輸部門（貨物）で計上
	建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出	
	農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出	
業務その他部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出	自家用自動車からの排出は、運輸部門（旅客）で計上
家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出	
運輸部門	自動車(貨物)	自動車(貨物)におけるエネルギー消費に伴う排出	
	自動車(旅客)	自動車(旅客)におけるエネルギー消費に伴う排出	
廃棄物部門	一般廃棄物	廃棄物の処理・処分に伴う排出	

第2章 上峰町の概要

1 区域の特徴

(1) 位置・地勢

上峰町は、佐賀県の東部のほぼ中央部、三養基郡に位置し、概ね北部が丘陵及び台地、南部が沖積平野で、居住可能地の標高差約50メートルの北高南低の地形です。南北最長12.5キロメートル、東西最狭1キロメートルの帯状の町でその姿は剣が天に向かっていているようです。

地質的には、北部から深性花崗岩地帯、洪積層及び南部平坦地の沖積層とにわかれており、南部平坦地は肥沃な土壌に恵まれています。

(2) 土地利用状況

上峰町は総面積12.8km²で、林野1.83km²、田畑 4.63km²

土地(民有地)利用状況 (ha)

	総数	田	畑	宅地	山林	原野	その他
R元年	874	454	63	234	37	36	49
H30年	876	459	65	230	37	37	48
H26年	878	463	66	228	39	39	43

資料：佐賀県統計年鑑

(3) 人口・世帯数

本町の人口は、平成7年に8,210人から令和2年には9,286人まで増加している。同様に世帯数は、平成7年の2,362世帯から令和2年の3,598世帯と増加しており、1世帯当たり人員は、平成7年3.48人から令和2年には2.58人に減少している。

	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
総人口(人)	8,210	8,672	9,090	9,223	9,283	9,286
世帯数(世帯)	2,362	2,627	2,873	3,074	3,260	3,598
1世帯当たり人員(人)	3.48	3.30	3.16	3.00	2.85	2.58

資料：令和2年度国勢調査

なお、将来人口の推計については、上位計画の上峰まちづくりプラン(令和3年(2021年)～令和10年(2028年))の人口ビジョンより抜粋しました。

年度	令和7年(2025年)度	令和12年(2030年)度
人口	9,425人	9,371人

(4) 産業

平成元年に町制施行をなし、町としてのスタートをきりました。村からの変化の中では、農業生産を主体としたものから工場の誘致、住宅政策の振興を図り、農工併進の街づくりを行ってきました。

現在、町全体の農地整理、工場誘致もほぼ終了し、今後環境破壊することなく農工歩みをそろえて住よい街づくりを目指しています。

産業別就業人口

項目		就業者人数 (人)	割合 (%)
総 数		5,092	100.0
第1次産業	農業	222	4.4
	漁業・水産養殖業	0	0.0
		1,960	38.5
第2次産業	鉱業	0	0.0
	建設業	136	2.7
	製造業	1,824	35.8
		2,910	57.1
第3次産業	運輸業・郵便業	437	8.6
	卸売業、小売業	683	13.4
	宿泊業、飲食サービス業	178	3.5
	生活関連サービス業	302	5.9
	教育、学習支援業	63	1.2
	医療、福祉	561	11.0
	サービス業（他に分類されないもの）	193	3.8
	その他	493	9.7

資料：佐賀県統計年鑑

(5) 廃棄物

町内の一般廃棄物総量については、H28、29、30年度では生活系が人口増により増加傾向にあったが事業系の減によりR2、3年度では微減となっている。

鳥栖・三養基西部環境施設組合搬入実績 (t)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
もやせる ごみ	生活系	1,566	1,562	1,566	1,577	1,627	1,617	1,620
	事業系	439	543	518	502	422	395	440
もやせな いごみ	生活系	50	46	44	44	43	48	45
	事業系	14	12	20	13	14	12	5
資源ごみ		213	199	191	184	177	172	174
粗大ごみ	生活系	352	331	338	365	365	390	361
	事業系	63	69	67	59	62	50	46
合 計		2697	2763	2743	2744	2710	2686	2692

(6) 交通

本町の道路は、北部を県道31号線、中部を国道34号線が東西に走り主要な幹線となっており、隣町の吉野ヶ里町には長崎自動車道の東脊振インターチェンジが近くに位置しており県外への利便性は、比較的高くなっている。

また、鉄道についてもJR長崎本線が東西に横断し両隣町に駅があるため、こちらも利便性が高くなっている。

第3章 二酸化炭素排出量の現状・推計

1 二酸化炭素の部門別排出状況

本町における二酸化炭素排出量の現状については、区域のエネルギー種別エネルギー使用量を直接取得ないし把握が困難なため、地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト(環境省)で公開しているツール(部門別 CO2 排出量の現況推計値※)を利用し算出しており表 1-1・図 1-1 部門別二酸化炭素排出量の推移に平成 25 年度から令和 2 年度までを示しております。

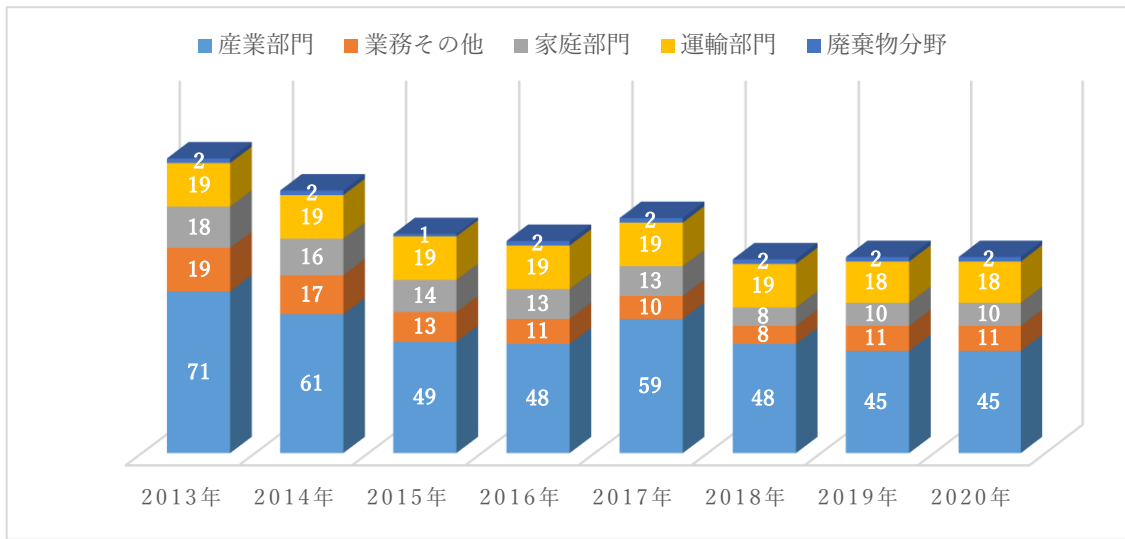
表 1-1 部門別二酸化炭素排出量の推移

部門・区分		2013年 平成25 年度	2014年 平成26 年度	2015年 平成27 年度	2016年 平成28 年度	2017年 平成29 年度	2018年 平成30 年度	2019年 令和元 年度	2020年 令和2年 度	
産業部門	製造業	70	59	47	44	57	46	43	43	
	建設・鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	
	農林水産業	1	2	2	3	2	2	2	2	
	計	71	61	49	48	59	48	45	45	
業務その他部門		19	17	13	11	10	8	11	11	
家庭部門		18	16	14	13	13	8	10	10	
運輸部門	自動車	旅客	11	11	11	11	10	11	10	10
		貨物	8	8	8	8	8	8	8	8
	鉄道	1	1	1	1	1	1	1	1	
	計	19	19	19	19	19	19	18	18	
廃棄物分野 (一般廃棄物)		2	2	1	2	2	2	2	2	
合計		129	114	98	93	104	85	87	87	

※四捨五入しているため、合計が各部門の数値と合致しない箇所があります。

図 1-1 部門別二酸化炭素排出量の推移

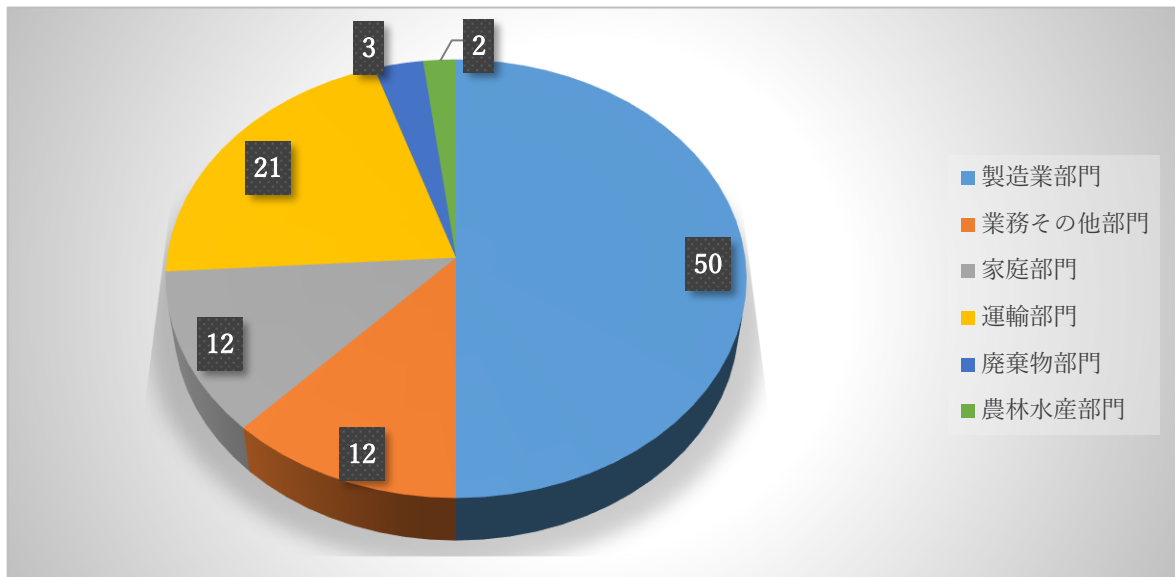
(千 t - CO₂)



※市町村別の推計結果は環境省が毎年度公表しています。

令和 2 (2020) 年度の部門別の内訳を図 1-2 令和 2 (2020) 年度の部門別二酸化炭素排出量内訳に示しています。産業部門(建設業・鉱業、農林水産業、製造業分野の合計)が 51.7%を占めており、平成 25 (2013) 年度から令和元 (2019) 年度の部門別増減率をみると、家庭部門が 55.6%減、業務部門が 57.9%減となっています。

図 1-2 令和 2 (2020) 年度の部門別二酸化炭素排出量内訳



排出状況は、産業部門については製造業がほとんどを占め年々減少傾向にあり、業務その他部門についても年々減少傾向にあります。家庭部門については、人口が微増であるが電気の排出係数の低減により年々減少傾向に、運輸部門・廃棄物分野については、ほぼ変わらない傾向にあります。

また、平成 25 (2013) 年度の 130 千 t-CO₂ から令和 2 (2020) 年度の 87 千 t-CO₂ となり 33%減少しています。

表 1-2 平成 25 (2013) 年度と令和 2 (2020) 年度の比較

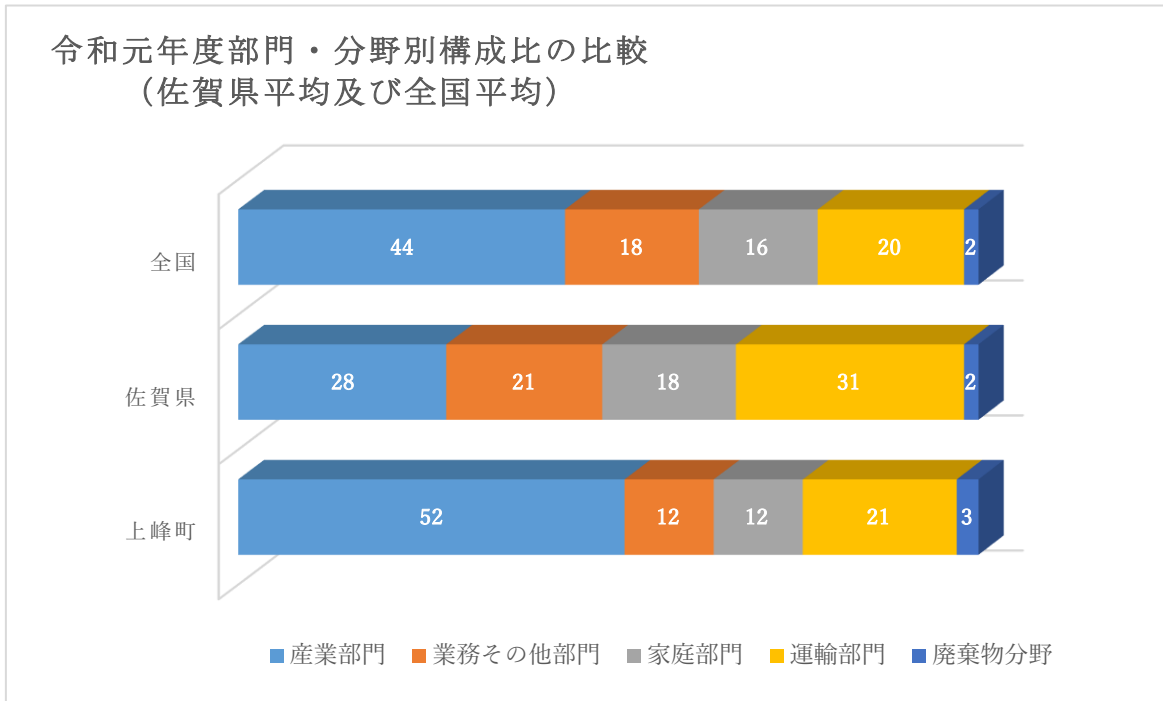
部門・分野	平成 25 (2013) 年度 (千 t-CO2)	令和 2 (2020) 年度 (千 t-CO2)	差(千 t-CO2)	削減率 (%)
製造業	70	43	-27	-38.6
建設業・鉱業	0	0	0	0.0
農林水産業	1	2	1	-100.0
業務その他	19	11	-8	-42.1
家庭部門	18	10	-8	-44.4
運輸部門	19	18	-1	-5.3
廃棄物分野	2	2	0	0.0
合計	130	87	-43	-33.1

※四捨五入しているため、合計が各部門の数値と合致しない箇所があります。

2 各部門・分野別の構成比

図2-1に、各部門分野別の全国平均・佐賀県平均との比較を示しています。令和元年度(2019年)における部門別の二酸化炭素排出構成をみると、産業部門の割合が最も高いのが特徴であり、次いで運輸部門、その他業務部門となっています。

図 2-1 各部門分野の構成比較



本町における二酸化炭素排出量の部門・分野別構成比を佐賀県平均、全国平均と比較したところ、産業部門においてはいずれの平均値よりも高くなっていますが、業務その他・家庭部門では低くなっており、運輸部門では全国平均並みになり、廃棄物分野が少し多くなっていることが分かります。

3 二酸化炭素排出量の年度別比較

表 3-1 に二酸化炭素排出量年度別比較を示しています。

表 3-1 部門・分野の年度別二酸化炭素排出量比較 (千 t - CO₂)

部門・区分	2013年 平成25 年度	2014年 平成26 年度	2015年 平成27 年度	2016年 平成28 年度	2017年 平成29 年度	2018年 平成30 年度	2019年 令和元 年度	2020年 令和2年 度
合 計	129	114	98	93	104	85	87	87
2013年比		▲11.6%	▲24.0%	▲27.9%	▲19.4%	▲34.1%	▲32.6%	▲32.6%

※小数点以下の計算により、必ずしも各部門の数値と合計値は一致しない。

全体では、2013年度比で2019年が32.6%減少しています。

4 上峰町の二酸化炭素排出量の将来推計(現状趨勢ケース)

(1) 二酸化炭素排出量の算出方法の考え方

削減目標の設定に当たり、現状どおりで追加的な地球温暖化対策を実施しないことを前提とした二酸化炭素排出量(現状趨勢ケース排出量:BAU)について、本町の令和2(2020)年度における二酸化炭素排出量に基づき、令和12(2030)年度における将来推計を行いました。推計手法を図4-1に示しています。現状の二酸化炭素排出量は、環境省が毎年度公表する市町村別の推計結果です。

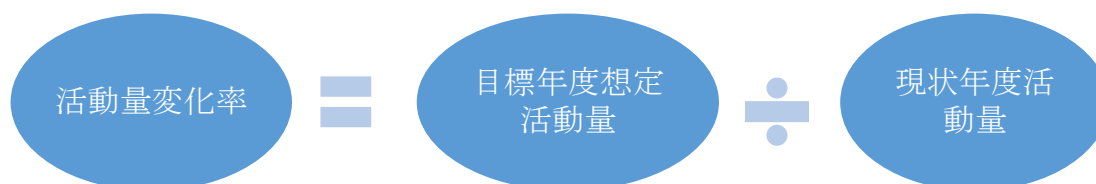
現状趨勢ケースによる排出量は、各部門(家庭部門等)等を対象として、「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き(令和3(2021)年3月環境省)」に基づき、二酸化炭素等の排出係数及びエネルギー消費原単位(活動量1に対するエネルギー消費量)を現状の数値で固定し、将来の活動量(人口数等)から算定することとします。

(2) 推計方法

BAU 排出量の推計手法は、部門・分野別の活動量推計を用います。ただし、全ての部門・分野について区域の活動量の将来推計が可能とは限らないので、主要な部門・分野のみ個別推計を行います。

部門・分野別の将来推計に用いる活動量を表4-1に示しています。

図 4-1 BAU 排出量の推計手法



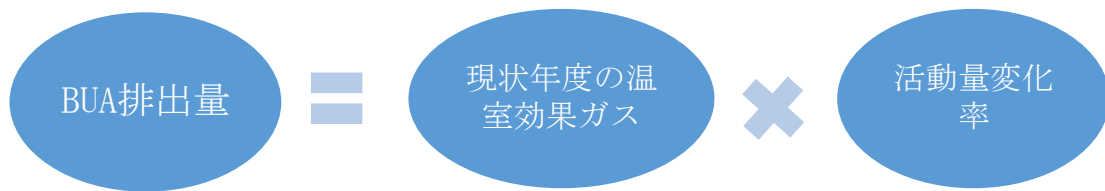


表 4-1 部門・分野別の将来推計に用いる活動量

部門・分野		活動量
産業部門	製造業	製造品出荷額
	建設業・鉱業	従業員数
	農林水産業	
業務その他の部門		
家庭部門		世帯数
運輸部門	自動車(旅客・貨物)	自動車保有台数
	鉄道	人口
廃棄物分野		CO ₂ 排出量

(3) 将来推計

現状趨勢ケースの将来推計の結果、令和 12 (2030) 年度における二酸化炭素排出量は、83 千 t-CO₂となりました。平成 25 (2013) 年度の温室効果ガス排出量と比較した削減量は 46 千 t-CO₂となり、約 35.6%に相当します。

現状趨勢ケースの将来推計の結果を二酸化炭素の内訳を図 4-2 に示しています。

図 4-2 現状趨勢(BAU)ケースにおける二酸化炭素排出量(令和 12 年(2030 年)推計値)

(千 t-CO₂)

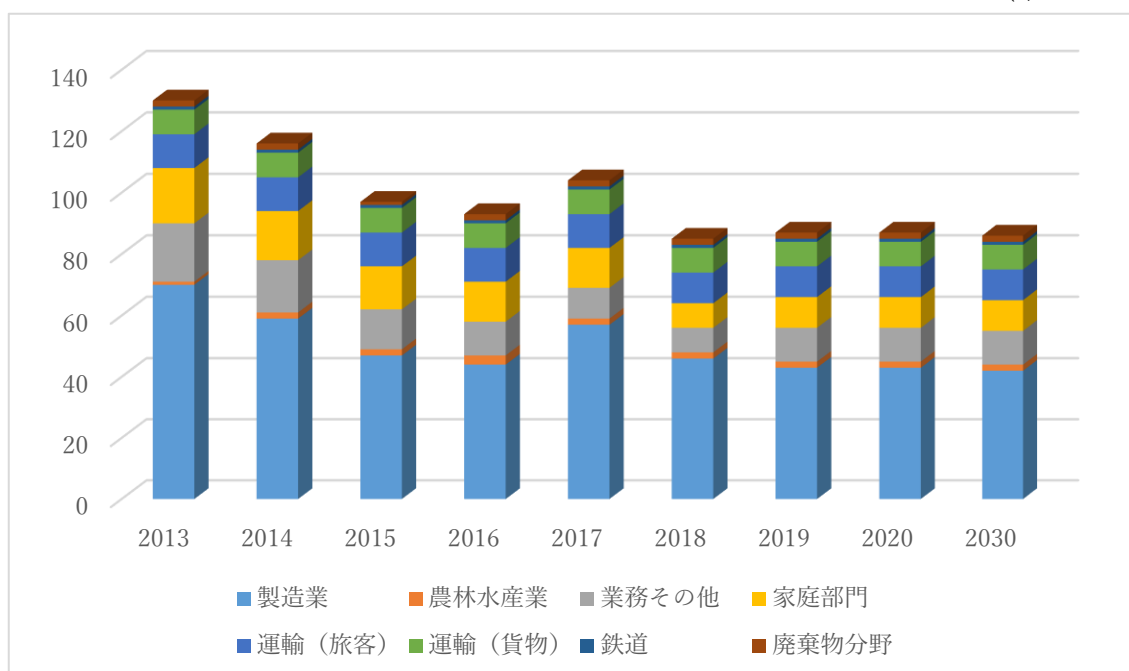


表 4-2 平成 25 (2013) 年度～令和 12 (2030) 年度現状趨勢 (BAU) ケースにおける
二酸化炭素排出量 (千 t-CO₂)

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2030 年度
製造業	70	59	47	44	57	46	43	43	42
農林水産業	1	2	2	3	2	2	2	2	2
業務その他	19	17	13	11	10	8	11	11	11
家庭部門	18	16	14	13	13	8	10	10	10
運輸 (旅客)	11	11	11	11	10	10	10	10	10
運輸 (貨物)	8	8	8	8	8	8	8	8	8
鉄道	1	1	1	1	1	1	1	1	1
廃棄物分野	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	129	114	98	93	104	85	87	87	83

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が各部門の数値と合致しない箇所があります。

今後追加的な地球温暖化対策を見込まないまま推移した場合の将来の排出量であり、活動量(人口)の増減のみに比例すると仮定します。

以下の表は、環境省「自治体排出量カルテ (上峰町)」から抽出した現状趨勢排出量です。将来的な活動量 (人口) の減少によって、二酸化炭素排出量は、自然減となる推計です。

(千 t - CO₂)

部門・区分		2020年 令和2年度	活動量 (人口)	2025年 令和7年度	推計活動 量(人口)	2030年 令和12年度	推計活動 量(人口)
産業 部門	製造業	43	9,666	42	9,425	42	9,371
	建築業・鉱業	0					
	農林水産業	2		2		2	
	小計	45		44		44	
業務その他		11		11		11	
家庭部門		10		10		10	
運輸 部門	旅客	10		10		10	
	貨物	8		8		8	
	小計	18		18		18	
一般廃棄物		2		2		2	
合計		87	85	83			
2013年比		▲33.3%		▲34.1%		▲35.6%	

※小数点以下の計算により、必ずしも各部門の数値と合計値は一致しない。

5 地球温暖化対策による二酸化炭素削減量の推計(対策ケース)

国の「地球温暖化対策計画」に基づき、国が町民・事業者・行政等と連携して推進する対策・施策等を町域全体で取り組んだ場合の削減可能量(削減ポテンシャル)を推計しました。推計で用いるのは、環境省で公表している二酸化炭素に関する対策・施策一覧から、上峰町で実施可能な施策を抽出し整理を行いました。対策内容の削減見込量は、2030年が国の基準となっています。

また、上峰町の削減見込量は、人口比率で算出しました。推計の結果、令和 12 (2030) 年度において 84.4 千 t-CO₂ の削減が見込まれ、これは平成 25 (2013) 年度の温室効果ガス排出量の 46.3%に相当します。

温室効果ガス排出量の削減ポテンシャルを表 5-1 に、総削減見込み量を表 5-2 に、対策後における二酸化炭素排出量を図 5-1、表 5-3 に示しています。

表 5-1 令和 12 (2030) 年度における温室効果ガス排出量の削減ポテンシャル

部門・分野	対策内容	国全体の削減見込量 (千 t-CO ₂)	上峰町の削減見込量 (千 t-CO ₂)
産業	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	64,958	5.2
業務	高効率な省エネルギー機器の普及	11,724	1.9
	建築物の省エネ化	12,727	
	国民運動の推進	309	
	地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づく取組の推進	0	
家庭	住宅の省エネ化	10,901	2.4
	高効率な省エネルギー機器の普及	15,869	
	国民運動の推進	3,092	
運輸	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	696	0.4
	公共交通機関及び自転車の利用促進	1,860	
	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	2,087	
廃棄物	廃棄物処理における取組	2,283	0.2
合計		126,506	10.1

※地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づく取組の推進については、計画の策定・改定や対策・施策の実施を促すことが目的であるため、定量的な数値の記載が困難なことから、削減見込量は 0 千 t-CO₂ となっている。

表 5-2 令和 12 年 (2030) 年度の二酸化炭素排出量の総削減見込量

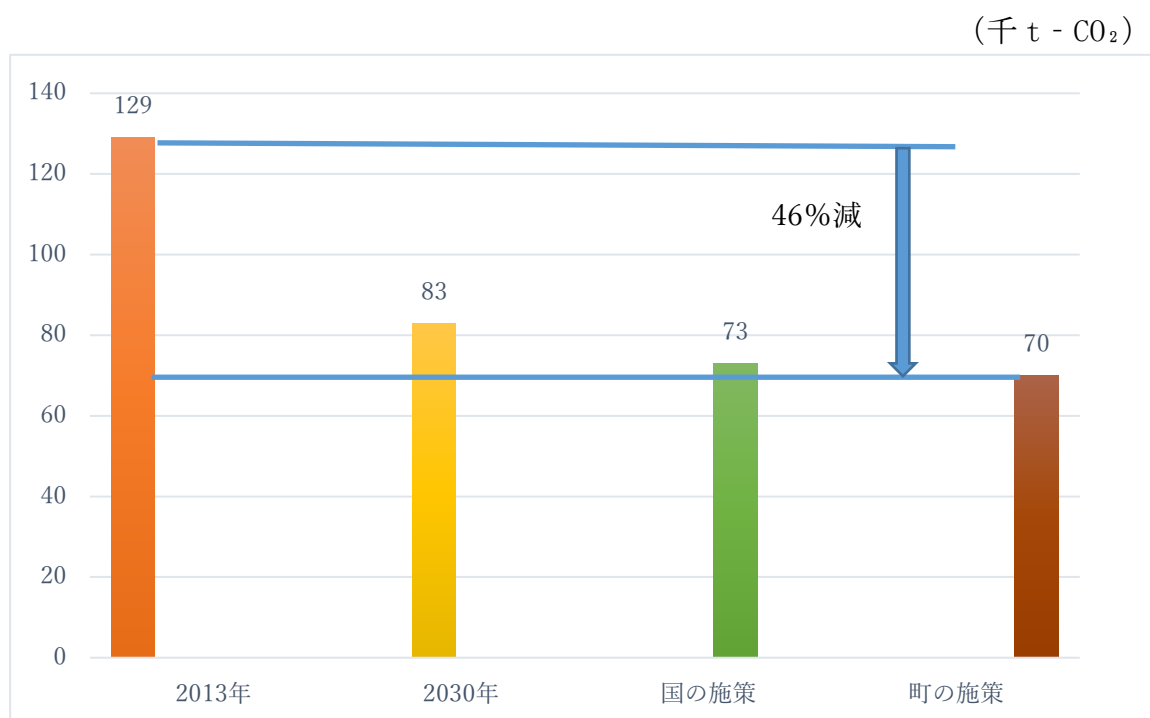
項 目	令和 12 (2030) 年度	平成 25 (2013) 年度比
	削減量(千 t-CO ₂)	削減率(%)
現状趨勢ケース	129 - 83 = 46	▲35.6%
国等と連携して進める各種省エネルギー対策等	10.1	▲8.1%
合 計	52.1	43.7%

第 4 章 計画全体の目標

1 二酸化炭素排出量の削減目標

上峰町の二酸化炭素の排出削減目標は、国の施策に合わせ 2030 年までに 2013 年度比で 46%減を目標に様々な対策に取り組めます。

また、国は 2050 年までに二酸化炭素の排出量の実施ゼロをめざすこととしており、上峰町もまた国の施策に合わせた取り組みを行います。



現状における趨勢推計においては、2030 年度までに 83 千 t の▲46 千 t (▲35.6%) 減で、国との施策連携による削減で 10.1 千 t (▲8.1%) 減となるが、目標値の 70 千 t (▲46%) までは 3 千 t の更なる削減が必要のため、町の施策により排出量を減らす必要があります。

2 上峰町における二酸化炭素森林吸収量

上峰町における森林面積は約 183 ha であり、内訳は国有林 98 ha、私有林 43 ha、公有地 42 ha となり広葉樹 (※年間に ha 当たり 1t) が約 75%位あり、針葉樹 (※年間に ha 当

たり 2t) が約 25%位で、その森林が吸収する二酸化炭素量は、年間 366 t になります。
※林野庁 HP よりおおまかな吸収量の目安を参照。

第 5 章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

1 区域の各主体に期待される対策

上峰町においても、ゼロカーボンに向けた取組として、施策を進めていきます。

(1)循環型社会の推進、(2)省エネルギー行動の推進、(3)緑があふれるまちづくり、
(4)再生可能エネルギーの推進、(5)環境学習の推進の5つの方向性により、二酸化炭素の排出量の抑制に向けた取組を行っていきます。

(1)循環型社会の推進

廃棄物処理や製品の製造に伴う温室効果ガスを抑制するために、発生抑制 (Reduce リデュース)、再使用 (Reuse リユース)、再資源化 (Recycle リサイクル) という 3Rを推進し、循環型社会の構築に取り組んでいきます。

①ごみの減量化の推進

【町民が行うこと】

- ・食料を無駄なく使い、食品ロスの削減に努めます。
- ・マイ箸マイバックの使用や、過剰包装された商品を極力使わないようにし、家庭から排出されるごみの削減に努めます。
- ・生ごみは、捨てる前に水切りを徹底し、家庭ごみの減量化に努めます。

【事業者が行うこと】

- ・事業所から出るごみの減量化に努めます (徹底した 3Rを推進)。
- ・消費者が必要な分だけ購入することができるよう、量り売りを推進します (食品ロスの削減)。
- ・包装材を見直します (過剰包装を削減)。
- ・事業所内でのマイ箸マイボトル運動など、従業員の環境意識の啓発と、ごみの削減を推進します。

②再資源化の推進

【町民が行うこと】

- ・「分ければ資源、混ぜればごみ」を合言葉に、家庭ごみを正しく分別することで、資源物 (かん、びん、ペットボトル、資源紙) をリサイクルできるように努めます。
- ・エシカル消費 (倫理的消費) を促進します。

【事業者が行うこと】

- ・各種リサイクル法に基づくリサイクルに取り組みます。

(2)省エネルギー行動の推進

①省エネルギー行動の推進

【町民が行うこと】

- ・近距離は、徒歩や自転車で移動します。
- ・普段の生活の中で省エネルギー行動を実践します。

- ・自動車運転時はエコドライブに努めます。
- ・できる限り公共交通機関を利用します。
- ・上峰町産、佐賀県産の食品を購入し、更なる地産地消を推進します。

【事業者が行うこと】

- ・近距離は、徒歩や自転車での移動に努めます。
- ・自動車運転時はエコドライブに努め、従業員への周知・指導を推進します。
- ・事業所内におけるクールビズ、ウォームビズを推進します。
- ・通勤方法を見直し、可能な限り在宅ワーク・リモートワークを推進します。

②省エネルギー機器の導入促進

【町民が行うこと】

- ・自動車購入時は、電気自動車などの次世代型自動車への変更を検討します。
 - ・住宅購入時や改修の際には、省エネ住宅や省エネ機器の導入を検討します。
 - ・「COOL CHOICE (※)」(クールチョイス)を推進します。
- ※ 温室効果ガスの削減推進のため、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買替え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組みです。

【事業者が行うこと】

- ・省エネに関する設備投資(施設照明のLED化(センサー照明)、省エネ機器、高効率機器・設備の導入)を推進します。
- ・社用車のハイブリッド車や電気自動車への移行を検討します。
- ・事業所内で環境マネジメントシステムを導入し、省エネ診断等を活用した地球温暖化対策を推進します。

(3)緑があふれるまちづくり

森林や都市の緑は、二酸化炭素を吸収する機能を有しています。この機能を適切に発揮させるための取組は、温室効果ガスの排出を抑制する取組としてとても重要です。

そこで、森林の循環的な利用を促すとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林の保全・整備や都市の緑化を進めます。

①森林の保全・整備の推進

【町民が行うこと】

- ・木材の地産地消を積極的に行い、二酸化炭素の吸収率が高い新しい木を増やす植林活動に参加します。
- ・森林の所有者は、枝打ちや間伐等を行うなど、山林の適切な管理に努めます。

【事業者が行うこと】

- ・森林保全活動に対して、参加・協力を努めます。
- ・建築物への地域産の木材の利用に努めます。

②都市緑化の推進

【町民が行うこと】

- ・市街地においては、家庭でのグリーンカーテンや家庭菜園、観葉植物等生活空間の緑化に努めます。
- ・地域の植樹活動や、草花を植えるボランティア活動に参加します。

【事業者が行うこと】

- ・グリーンカーテン等を行い、事業所の敷地や建物の緑化に努めます。

(4) 再生可能エネルギー等の推進

温室効果ガスの排出を抑制するためには、化石燃料（重油、灯油、ガソリン、軽油）の使用をできる限り減らし、再生可能なエネルギーを利用することが重要です。そこで、再生可能エネルギーの導入や、電化を進めていきます。

【町民が行うこと】

- ・住宅用太陽光発電システムや太陽熱温水器の設置、地中熱利用設備など再生可能エネルギーの導入など化石燃料から再生可能エネルギーへの転換や、電化を検討します。

【事業者が行うこと】

- ・電力の再生可能エネルギーへの転換や、備品等の電化を検討します。
- ・未利用の所有地などに、太陽光発電や太陽熱利用システムなど再生可能エネルギー施設の設置を検討します

(5) 環境教育・学習の推進

【町民・事業者が行うこと】

- ・環境問題への関心を持つきっかけとして、地球温暖化防止に関する講習会や出前講座への参加や開催に努め、省エネルギー行動の実践に役立てます。

2 地方公共団体が実施する施策

(1) 循環型社会の推進

- ・ごみの減量化に努めます。
各種申請の電子化に努め、食品ロス削減やごみの減量化を推進します。
- ・再利用、再資源化の推進に努めます。
発生抑制（Reduceリデュース）、再利用（Reuseリユース）、再資源化（Recycleリサイクル）の3Rを推進します。

(2) 省エネルギー行動の推進

- ・省エネルギーの率先行動を行います。
上峰町地球温暖化防止計画（事務事業編）に基づいて、事務事業に伴い発生する二酸化炭素の削減に努めます。また、公用車の電気自動車の導入や街灯などの照明のLED化など省エネ性能の高い機器の導入に努め、公共施設での省エネルギー化を推進します。

(3) 緑があふれるまちづくり

- ・まちの緑化を推進します。
公共施設、市管理の公園の緑化の推進、各家庭や事業者へのグリーンカーテンの促進に努めます。
- ・森林資源の循環利用促進に努めます。

森林資源の循環利用を促し、二酸化炭素吸収源となる新しい木の植林や間伐など健全な森林保全の促進に努めます。

(4) 再生可能エネルギー等の推進

- ・ 公共施設への再生可能エネルギーの導入に努めます。

公共施設への再生可能エネルギー発電システムの設置に努めます。また公共施設で使用する電力の購入について、化石燃料由来の割合を抑え、再生可能エネルギー由来の割合を増やすよう検討します。

- ・ 町民や事業者への再生可能エネルギーの導入を促進します。

再生可能エネルギーの種類や活用方法、導入事例の紹介等、導入につながる情報発信を行います。

(5) 環境教育・学習の推進

- ・ 町民や事業者へ省エネルギー行動の促進に努めます。

広報やホームページ、省エネルギー行動及びゼロカーボンに係る普及啓発に取り組めます。また、国や佐賀県が実施する温暖化対策等の情報を周知します。

第6章 実行計画の進捗管理

1 推進体制

町では、平成29年度から運用している上峰町地球温暖化防止計画（事務事業編）に基づき、町の事務事業に伴い発生する二酸化炭素の排出量削減の取り組みを進めています。

また、この実行計画（区域施策編）を総合的にかつ効果的に推進し、町全体でゼロカーボンを実現するためには、町民・事業者・行政などすべての主体が協力、協働して取り組みを進めるために、町民や事業者の意見等を取りまとめる機能を持つ体制を庁内に整備し計画を進めていきます。

2 二酸化炭素排出量削減目標の達成状況の評価

毎年度、上峰町の二酸化炭素排出状況を把握し、削減目標の達成状況と取組状況の評価を行います。必要に応じて対策、施策の見直しや追加等を行うことで、継続的な改善を図っていきます。結果についてはホームページ等で公表します。

3 計画の見直し

本計画は、概ね5年を目途に中間見直しを行うことを予定としていますが、それ以外にも温室効果ガス（二酸化炭素）排出状況、地球温暖化対策の実施状況や削減目標の達成状況及び社会動向の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しの必要性を検討します。

温室効果ガスの削減と持続可能な開発目標（SDGs）との関連性

温室効果ガスの削減等のための3つの目標の各施策の方向性とSDGsの各ゴールに対する関連性を整理しました。

1 低炭素社会の実現

- ・再生可能エネルギーの推進
- ・省エネルギー施策の普及・啓発
- ・気候変動への対応（自然災害、水資源、健康被害等の適応策を含む）

2 循環型社会の構築

- ・ごみ減量とリサイクルの推進
- ・廃棄物の適正な処理
- ・気候変動への対応（自然災害、水資源、健康被害等の適応策を含む）

3 豊かな自然環境の保全

- ・里地里山の維持保全と環境配慮
- ・自然生態系に関する適応策

SDGsのゴールの温室効果ガスの削減等に関連する目標の内容

目標 2 飢餓をゼロに

すべての人に安全で栄養のある食料を提供し、持続可能な農業をすすめる。

目標 6 安全な水とトイレを世界中に

全ての人に持続可能な水の使用と衛生設備を保障する

目標 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

安くて安定的に発電してくれる持続可能なエネルギーを使えるようにする。

目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう

災害に強いインフラをつくり、みんなが参加できる持続可能な産業化を進め、新しい技術を生み出しやすくする。

目標 11 住み続けられるまちづくりを

安心して災害に強いまちや人々の住む場所を確保し、持続可能なまちづくりを進める。

目標 12 つくる責任つかう責任

生産と消費のパターンを持続可能なものにすることを促進する。

目標 13 気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

目標 15 陸の豊かさを守ろう

陸上生態系を保護し、持続可能な利用を促進し、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化、生物多様性の損失を阻止する。